

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年 4月21日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 6 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	
1	2号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(C)伝熱管渦流探傷検査において、伝熱管の残存肉厚判定値外れ(117本)が認められたため、当該伝熱管を交換。	GIII	
2	2号機	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備の始動用空気供給弁において、弁本体(ボンネット部)及び弁シート部からの空気漏れが認められたため、当該弁を点検・修理。	GIII	
3	3号機	サービス建屋高電導度廃液系サンプポンプ(B)封水元弁において、弁の開固着が認められたため、当該弁を点検・修理。	GIII	
4	4号機	海水熱交換器建屋南側2階に設置されている所内通話装置(4HH-5)において、通話及び拡声放送ができないことが認められたため、当該通話装置を点検・修理。	GIII	
5	4号機	残留熱除去機器冷却海水系ポンプ分解用クレーン(A)において、操作用スイッチのケーブル断線によるクレーン不動作が認められたため、当該ケーブルを点検・修理。	GIII	
6	1・2号廃棄物処理設備	換気空調系フィルター交換用クレーン(B)において、操作用スイッチのケーブル接続部に破損が認められたため、当該接続部を交換。	GIII	